

横浜市商店街原動力強化支援事業補助金交付要綱

制定 令和 5 年 4 月 1 日 経商第 1729 号(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市商店街原動力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商店会の活動及び組織の持続化かつ発展を支援し、もって商店街の活性化に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるほか各項に定めるところによる。

2 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。

3 「商店会」とは、市内に存する次に掲げる団体とする。

(1) 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づき設立された商店街団体

(2) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された商店街団体

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体

(4) 前各号に準ずる任意の商店街団体

(補助対象者)

第 3 条 この要綱における補助対象者は、別表 1 に定めるとおりとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる事業及び経費は、別表 2 に掲げるものとする。

2 補助対象事業は、要綱第 7 条で定める補助金交付申請を行う年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行う事業とする。

3 国、県等の補助制度により同趣旨の補助金を受ける場合は、この要綱による補助の対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第 5 条 この要綱に定める補助率及び補助限度額は、別表 3 に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付制限)

第 6 条 補助金の交付申請は、同一年度内において、別表 2 の補助対象事業の欄に掲げるもののうち、一つに限るものとする。この場合において、当該交付申請を行うことができる回数は、1 回までとする。

2 この要綱に基づき、同一の補助対象者が申請する別表 2 の補助対象事業のうち、過去 3 か年度内に補助金の交付を受けた補助対象事業については、補助の対象外とする。

(補助金交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商店街原動力強化支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要に応じて添付書類の省略や追加を求めることができるものとする。

(1) 事業概要書（第 1 号様式の 2）

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証す

る書類又はその写し（有資格者名簿、履歴事項全部証明書、個人事業主の住民票又は有資格者名簿等）

(4) 依頼・委託先の「経歴」、「所持している国家資格」、「受託実績」、「講座内容」等のわかるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、事業実施前に行うものとする。

3 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める交付申請書の提出期限は、各年度1月末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、商店街原動力強化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街原動力強化支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業変更等の承認申請)

第9条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は事前に商店街原動力強化支援事業変更等申請書（第4号様式。以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の変更等申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、商店街原動力強化支援事業変更等承認書（第5号様式）、不適当と認めた場合には、商店街原動力強化支援事業変更等不承認書（第6号様式）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街原動力強化支援事業補助金交付申請取下届出書（第7号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 交付決定通知書の交付を受けた後に取下げを行う場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、前項に規定する届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、商店街原動力強化支援事業実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて添付書類の省略や追加を求めることができるものとする。

(1) 実績概要書（第8号様式の2）

(2) 領収書等の写し

(3) 依頼・委託先による報告書の写し

(4) 補助事業が「事務業務委託」の場合は、外部委託時に締結した契約書等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された金額を上回らないものとする。

2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街原動力強化支援事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、その旨を通知する。

(補助金交付の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街原動力強化支援事業補助金交付請求書(第10号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は補助金規則第10条及び第19条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、商店街原動力強化支援事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、補助事業者に対し、その旨を通知する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により取消しをしたとき、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年間とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条）補助対象者

補助対象事業	補助対象者
ア 実態調査	商店会
イ 経営等相談	商店会
ウ 事務業務委託	横浜市が派遣する専門家の助言を年に2回以上受ける商店会団体。 ただし、専従の事務職員のいる商店会は補助対象者とししない。

別表2（第4条）補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業	説明	補助対象経費
ア 実態調査	・新たな事業立案等のために行う外部専門機関による実態調査	委託料
イ 経営等相談	・外部専門家等による経営相談等の実施、研修への参加	謝金、委託料、使用料（会場借上費等）、研修参加費（講習料、テキスト代）
ウ 事務業務委託	・定例会準備及び資料、議事録作成等の事務局支援 ・チラシ、会報誌等の情報発信のための配布物作成支援 ・各種申請書・報告書等の作成補助 ・商店会が主催又は共催するイベント等の手伝い ・その他市長が必要と認める事務局支援	委託料（法人格を有する事業者等に委託する場合に限る）

（備考）

- 1 次の各号に掲げる経費は、補助の対象とししない。
 - (1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
 - (2) 補助対象者に属する個店に係る業務
 - (3) 法令や条例等に抵触する事業
 - (4) 補助金の使途として著しく不適切と判断される経費
- 2 依頼・委託先が、補助対象者に属する事業者等である場合、又は補助対象者の代表者、役員若しくは会員（従業員も含む）の所属する事業者等である場合は、補助の対象とししない。
- 3 前項で規定する事業者等が、補助対象者の親族等の経営する事業者等であるときについて準用する。この場合において、同項中「補助対象者の代表者、役員若しくは会員（従業員も含む）の所属する事業者等」とあるのは、「補助対象者の代表者の2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する事業者等」と読み替えるものとする。
- 4 その他定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表 3 (第 5 条) 補助率及び補助限度額

補助対象事業	補助率	補助限度額
ア 実態調査	2 / 3	40 万円
イ 経営等相談	2 / 3	20 万円
ウ 事務業務委託	1 / 2	20 万円